

「単P研修会 助成金支払い基準」

1 名称 単P研修会助成金とする。

2 助成の対象となる研修会

- ・ P T Aが企画・運営する主催行事であること
- ・ 単Pの全会員を対象とした研修会であること。
- ・ 保護者または保護者と児童・生徒が、合同で行う活動および行事であること。
(講話、講演、コンサート、観劇、創作活動、観察、調査活動など)

3 助成対象にならない研修会等

- ・ 学校主催行事
- ・ 家庭教育学級関係の研修会
- ・ 学年、学級等の一部の会員対象の研修会
- ・ 児童・生徒を主な対象とする行事（学校が主催する行事も含む）
- ・ 保護者と児童・生徒対象であっても研修に類しない行事（夏祭り、バザー関連活動、どんどや、もちつき、バーベキューなど）
- ・ 地域団体の主催による行事（夏祭り、バザー関連活動、どんどや、もちつき、バーベキュー等）
- ・ 複数単P合同の研修会（小規模校についてはこの限りではない。ただし1事業につき上限1万円）

4 助成対象になる費用について

- ・ 講師の謝金や車代（要 領収書：コピー可）
- ・ 資料代（購入費、作成費）
- ・ 会場費（会場使用料、会場設営費、要 領収書：コピー可）
- ・ 入園料、入館料、拝観料など（要 領収書：コピー可）

※ 領収書のないものは支払い証明では不可とする。

5 助成対象にならない費用

- ・ 花束代、お茶菓子費（謝金に代わる講師謝礼分は除く）、材料費

6 助成金額の決定

一般会計の年度予算内で処理する。

- ・ 助成金額は一定額を上限とする。（単Pあたりの助成金額は年度内予算で算出する）

7 請求、支払い方法

単Pで実施 ⇒ 実施報告書兼助成金申請書提出（通知文を添付） ⇒ 審査（教養委員会が担当）
⇒ 助成金額決定 ⇒ 助成金支払い